

プラスチック類ごみ分別収集方法

(1) 平成 32 年 1 月より次のとおり実施する。

- ① プラスチック類ごみ（ペットボトルを除く）を新たに分別区分し、指定収集袋により収集する。
- ① プラスチック類ごみの廃棄物処理手数料は、家庭廃棄物及び事業系一般廃棄物の廃棄物処理手数料と同額とする。
- ② プラスチック類ごみの収集回数は、週 1 回とする。
- ③ 不燃ごみの収集回数は、4 週に 1 回とする。
- ④ 発泡スチロール・トレー類の分別収集を廃止し、プラスチック類ごみとして収集する。

(2) 指定収集袋は、家庭廃棄物及び事業系一般廃棄物ともに、可燃用指定収集袋及び不燃・プラスチック用指定収集袋の 2 種類とする。

ただし、当分の間、従前の不燃用指定収集袋は不燃ごみ又はプラスチック類ごみの両方に使用できる。